

Legal Networks

11

～年末調整の配偶者控除が変わりました～

さて、毎年恒例の年末調整ですが、じつは今年から「配偶者控除・配偶者特別控除」に大きな改正があり、平成30年の年末調整から変更になる点があるのを知っていますか？
知らないと損してしまう可能性もあるので、配偶者がいる方は要チェックです！

■「配偶者控除・配偶者特別控除」とは？

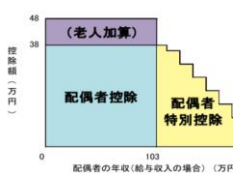
「配偶者控除・配偶者特別控除」とは、納税者の配偶者が無収入、もしくは一定額以下の場合に、納税者の総所得金額等から控除ができ、納める税金を少なくすることができる仕組みです。

■今回の改正ポイント

①配偶者控除38万円が適用になる配偶者の収入が**150万円に拡大**！

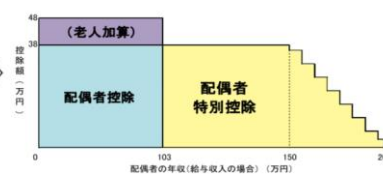
【改正前】

※配偶者特別控除について居住者の所得制限あり



【改正後】

※配偶者控除及び配偶者特別控除について居住者の所得制限あり
(図は居住者の合計所得金額が900万円以下の場合)



- ②配偶者特別控除の上限額が**年収201.6万円未満まで引き上げ**
- ③給与所得者の年収も控除の判定基準に
 - ・世帯主の年収が1220万円（所得の場合は1000万円）を超える場合、配偶者控除の対象外に（配偶者特別控除も対象外）
 - ・世帯主の年収が1120万（所得の場合は900万円）～1220万（所得の場合は1000万）を超える場合、配偶者控除・配偶者特別控除の控除額が段階的に引き下げ



詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。
<http://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

11月の労務管理スケジュール

【労務】

11/1～11/30
10月分の社会保険料の納付

【税務】

11/1～11/10
10月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付

【労務】

年末調整事務の開始

従業員様からの年末調整書類の回収は、11月中旬を目安に期限を設けるとスムーズにすすめることができます。

～提出する様式の主な変更点～

◇平成29年の場合

配偶者控除の適用者⇒「扶養控除等（異動）申告書」
配偶者特別控除の適用者⇒「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」

◇平成30年の場合

配偶者控除、配偶者特別控除の適用者⇒①「配偶者控除等申告書」に一本化

別途、②「扶養控除申告書」③「保険料控除申告書」の提出も必要となり、**用紙が2枚から3枚に増えたのでご注意ください。**

【①配偶者控除等除申告書】

【拡大】

給与所得者の年収も控除の判定基準になります。
900万円以下⇒A
900万円超950万円以下⇒B
950万円超1,000万円以下⇒C
の3区分に分かれます。

合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除・配偶者特別控除の両方が適用できないため、この書類自体の申告が不要です。

その他、記載方法などで分からないことがあれば、お気軽に弊社までご連絡ください！



Legal Networks
CORPORATION

社会保険労務士事務所 リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-36-12サンカテリーナビル6F

<http://www.kintaiKANRIKENKYUJO.jp>

TEL:03-6403-0861